



# 寒川町立小・中学校適正化等基本計画 改定版(案)

寒川町自治基本条例に基づくパブリックコメント

(町民意見の公募)

(意見募集期間)

令和6年12月23日(月) ~ 令和7年1月24日(金)まで



## 町教育委員会へ、みなさまのご意見をお寄せください。

本計画は、人口減少・少子化の進行により将来的な児童・生徒や学級数が減少する学校の小規模化に対応し、充実した教育環境を確保するため、町の学校教育がめざすべき方向性や学校規模・配置等について記載した計画です。

### 学校適正化等基本計画策定までの経過

- ◆現状の小中学校8校から、将来は6校への再編が適正…町公共施設再編計画 (2021年3月策定)
- ➡各学年、小学校2クラス以上・中学校3クラス以上……学校適正化等基本方針(2022年6月策定)
- ➡2つの学校再配置候補案の選定 (B案・D案)……学校適正化等基本計画(2023年8月策定)

今回の計画改定では、町の施策の基となる人口推計や財政推計の最新の状況から学校適正化等への影響を再検証し、現行計画の2つの学校再配置候補案から1つの再配置場所を選定しています。

### 将来的な学校規模等の見通し

学級数の推移 (最新の人口推計を基に作成)

年度	2025	2030	2040	2050	2060
寒川小	18	14	12	12	9
一之宮小	13	12	12	12	11
旭小	21	18	12	12	12
小谷小	17	16	12	12	12
南小	19	20	15	12	14
寒川中	9	9	9	6	6
旭が丘中	18	15	12	9	9
寒川東中	12	12	9	9	9

※2050年度以降、前出の基本方針に示すクラス数が維持できない学校が生じる。

### 財政推計における今後の見通し

公共施設再編計画における財政シミュレーション結果

- ◆学校適正化B案においても資金不足になることなく行財政運営を行うことができるが、健全化指標が現時点に比べて大幅に上昇する。
- ◆シミュレーション期間中の一部年度において、財政調整基金残高が適正規模20億円を下回り、公債費残高も大きく増加するため、非常に厳しい財政運営が求められる。
- ◆全ての学校更新を10年程度で行うこと、同期間に庁舎更新も見込まれることで、財政推計後の2047年度から2052年度にすべての償還が重なり、年間償還額は18億円(2023年比+8億円)まで拡大する。

【基本計画の概要は中面参照】

## 説明会の開催について

【1日目】日時：令和7年1月18日(土) 10:00～12:00、13:30～15:30

場所：寒川町南部文化福祉会館

【2日目】日時：令和7年1月19日(日) 10:00～12:00、13:30～15:30

場所：寒川町役場 別館3階 会議室

## 資料全編の閲覧方法

寒川町のホームページからご覧いただけます。

HP内でID『18602』または『寒川町立小・中学校適正化等基本計画改定』と検索。

◆<https://www.town.samukawa.kanagawa.jp/>

※次の場所でも閲覧できます。

- ・寒川町役場(本庁舎2階 情報公開コーナー、分庁舎2階 教育政策課)
- ・寒川町民センター及び分室
- ・寒川町北部及び南部文化福祉会館
- ・寒川総合図書館
- ・寒川町健康管理センター
- ・シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館)



▶改定案はこちら

## ご意見の提出方法について

(募集期間) 令和6年12月23日(月)～令和7年1月24日(金)

(提出方法) 上記ホームページ及び閲覧場所で配布する所定の用紙か任意の用紙に記入のうえ、次の方法で提出してください。

- ①郵送(下記お問合せ先まで)
- ②FAX(下記お問合せ先まで)
- ③メール(下記お問合せ先まで)
- ④電子申請(町ホームページ参照)
- ⑤担当課へ持参(下記お問合せ先まで)
- ⑥資料閲覧場所の回収箱へ投函



▶メールはこちら

(受付時間) ①～④：募集期間内に提出

⑤：土日祝日及び年末年始を除く8時30分から17時15分まで

⑥：各施設等の開館時間に準じる

(記入事項) ご意見、氏名・住所(団体等の場合は名称・所在地)、連絡先(電話番号)

※住所が町外の方は、勤務先又は通学先も記入してください。

## いただいたご意見について

お寄せいただいたご意見は、「寒川町立小・中学校適正化等基本計画」の改定において参考にさせていただきます。また、町の考え方と併せてホームページ上で公表いたします。

個別の回答は致しかねますのでご了承ください。

また、ご意見の提出に際して取得したメールアドレス等の個人情報は、本パブリックコメント手続きに限って使用し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令に従い適正に管理いたします。

## お問合せ先

〒253-0196 寒川町宮山165番地

寒川町教育委員会 教育政策課 教育政策担当

電話 0467-74-1111 (内線512)

FAX 0467-75-9907

メール [kyouiku@town.samukawa.kanagawa.jp](mailto:kyouiku@town.samukawa.kanagawa.jp)

「高座」のこころ。

高座郡さむかわ